

新型コロナウイルス感染症対策

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が 在籍する学校における留意事項（改訂版）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1. 学校において医療的ケアを実施する際に留意する事項

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、学校において医療的ケアを実施する際は、以下の事項について留意すること。

①医療的ケア児の感染症対策

<登校の判断>

- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）については、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が登校の判断をすること。

※ここでいう「主治医の見解」とは、①当該幼児児童生徒が学校で感染するリスクや、②学校で医療的ケアを行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として特に注意しなければならない点などを指す。

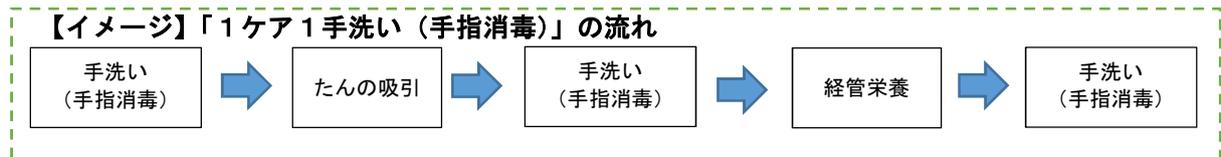
- 医療的ケア児の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

※スクールバスなどの専用通学車両による登下校を含めた学校生活における医療的ケア児のマスクの着用については、主治医の見解を保護者に確認するなどして、個別に判断すること。

<医療的ケアの実施>

- 「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

※ここでいう「1ケア1手洗い（手指消毒）」とは、例えば、同じ医療的ケア児に対して、たんの吸引と経管栄養を行う際、それぞれの医療的ケアごとに手洗い又は手指消毒を行うことをいう。



※医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗い又はアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施すること。

※医療的ケアの開始時に、手洗い（手指消毒）をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、医療的ケアの終了後に、手洗い（手指消毒）をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らないように注意すること。

<給食の介助等>

- 給食前に、給食の介助を行う教職員及び幼児児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させること。

②教職員による感染症対策

<教職員の出勤>

- 教職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。

※風邪の症状や発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、主治医や地域で身近な医療機関、自治体の相談センターなどに電話連絡し、指示を受けること。

<マスクの着用>

- 症状がない場合であっても、幼児児童生徒等と接する際はマスクを着用すること。

<教室等の換気>

- 換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行うことが困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

<業者等の学校への立入り>

- 業者等については、物品の受け渡し等は玄関など学校の限られた場所で行うことが望ましく、学校内に立ち入る場合については、体温を測定してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等

が認められる場合には入校を断ること。

- 入校時には、マスク着用と手指消毒を実施すること。

＜保健衛生用品の確保＞

- 医療的ケアを行うに当たって、看護師等が使用する際に必要となる個人防護具（手指消毒用エタノールやマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、アイシールド、使い捨てエプロンなど）については、自治体や学校が用意すること。

※令和2年度補正予算においては、個人防護具の購入のほか、フェイスシールドなどを作成する際に要する経費についても補助の対象としている。

2. 地域の感染状況によって、学校医等に相談の上、対応を検討する事項

地域の感染状況に応じて、上述の「1. 学校において医療的ケアを実施する際の留意する事項」に加え、以下の事項の実施の必要性について学校医等に相談すること。

＜医療的ケアの実施＞

- 特に、気管内吸引や吸入などを行う際は、使い捨て手袋、サージカルマスク、アイシールド（フェイスシールド）、使い捨て袖付きエプロンやガウンを着用すること。

※N95 マスク又はそれと同等のマスクが入手可能な場合は、サージカルマスクに替えて使用すること。

＜排せつの介助等＞

- おむつ交換の際は、排せつ物に直接触れない場合であっても、使い捨て手袋に加え、サージカルマスク、アイシールド（フェイスシールド）、使い捨て袖付きエプロンやガウンを着用すること。

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。

＜消毒・清掃等の実施＞

- 医療的ケア児が利用する教室等については、1日1回以上、湿

式清掃し、乾燥させること。

- 床に血液、分泌物、嘔吐物、排泄物等が付着した場合は、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）等で清拭後、湿式清掃し、乾燥させること。

※次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

- トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭すること。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させること。

【参考】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～文部科学省」

⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

※文部科学省が「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和2年6月5日付け文部科学事務次官通知）の考え方に基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付け事務連絡）厚生労働省健康局結核感染症課等

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

※厚生労働省が社会福祉施設等における感染防止拡大防止のための留意点を周知したものです。

「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（改訂2020年10月2日）国立感染症研究所等

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000678572.pdf>

※国立感染症研究所等が新型コロナウイルス感染症の疑いがある人などの診察時の感染予防策や個人防護具の使用方法などを示したものです。

「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します（最終回）」（2020年6月26日付けニュースリリース）経済産業省

⇒ <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>

※経済産業省が有識者による検討委員会（6月25日開催）において新型コロナウイルスに対して有効と判断された消毒物資（一部の界面活性剤及び次亜塩素酸水）を公表したものです。